

# 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言に伴う 市の業務体制等について【4月21日現在】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下のとおり市役所全体で職員の勤務体制見直し等を実施しています。

※内容については4月24日の新聞折り込み広告(別紙)にて市民の皆さんに周知を図ります。

## ■業務の見直し(中止・縮小) 実施期間:4月20日(月)~5月6日(水)

- ・デマンドタクシー / 土曜日の運休【問:企画政策課】
- ・ごみの個人持ち込み/[笠間地区]エコフロンティアかさま:4月25日(土)、5月2日(土)中止  
〔友部・岩間地区〕環境センター:月曜日・木曜日のみ受け入れ【問:環境保全課】
- ・市内公園等遊具の利用/中止【問:管理課・観光課】
- ・窓口延長サービス、日曜開庁/中止【問:市民課・保険年金課・収税課】
- ・民間交番/休止【問:市民活動課】
- ・乳幼児健診、がん検診/延期【問:健康増進課】

## ■窓口の手続きについて

- ・国民健康保険に関する届出等は、届出期間の延長や郵送での申請の受け付けを行う。【問:保険年金課】

## ■市立病院の診察について

- ・慢性疾患を有する定期受診者に対し、電話による診察を行う。【問:笠間市立病院】

## ■減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少した被保険者等に対し減免を行う。

対象/①介護保険の第一号被保険者で65歳以上の方②国保税の被保険者

【問:①高齢福祉課 ②保険年金課】

## ■国保加入者へ傷病手当金を支給

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金の支給を行う。【問:保険年金課】

## ■公共料金等の相談窓口を設置

・感染症の影響により、支払いが困難な方には、市税の徴収猶予および公共料金の支払猶予等の対応を行う。

【問:収税課、保険年金課、水道課】

## ■緊急雇用対策事業

・感染拡大の影響により、内定取消となった方や業務縮小により雇用取消となった子育て中の方を、市の会計年度任用職員として短期間雇用し、市内企業を紹介するなど、就職を支援する。【問:秘書課】

## ■除菌消臭液の配布

除菌消臭液(次亜塩素酸水)を市民1人あたり1リットルを目安に配布する。【問:環境保全課】

※その他詳細は別紙のとおり

この件に関するお問い合わせは、各事業の所管部署まで  
笠間市役所 電話番号:0296-77-1101

発送元:秘書課広報戦略室

電話番号:0296-77-1101 ファックス番号:0296-78-0612 e-mail:info@city.kasama.lg.jp



## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言に伴う 市の業務体制等についてお知らせします

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、笠間市役所全体で職員の勤務体制を見直し、4月20日から5月6日まで交替・分散勤務、在宅勤務などを実施しています。

業務体制が縮小することになるため、電話がつながりにくくなったり、窓口でお待たせする場合など、市民のみなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

笠間市長 山口 伸樹

### 自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。

私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。



外出控え



咳エチケット



手洗い



密集回避



密室回避



密接回避



換気

### 業務を見直します（中止・縮小）

- ・デマンドタクシー／土曜日の運休（4月25日、5月2日の2回）【問：企画政策課】
- ・ごみの個人持ち込み【問：環境保全課】／〔笠間地区〕エコフロンティアかさま：4月25日（土）、5月2日（土）中止  
〔友部・岩間地区〕環境センター：4月20日（月）から5月6日（水）までは月曜日・木曜日のみ受け入れ。
- ・市内公園等遊具の利用／4月20日（月）から5月6日（水）まで中止【問：管理課・観光課】
- ・窓口延長サービス、日曜開庁／4月20日（月）から5月6日（水）まで中止【問：市民課・保険年金課・収税課】
- ・民間交番／4月18日（土）から5月6日（水）まで休止【問：市民活動課】
- ・乳幼児健診、がん検診を延期（詳細は市ホームページをご覧ください）【問：健康増進課】

### 市役所窓口の手続きについて

国民健康保険に関する届出やその他手続きについては、感染症拡大防止のため、届出期間である14日を過ぎても受付を行います。また、緊急事態宣言の期間中は、郵送での申請も受け付けますので、まず電話にてお問い合わせをお願いします。

### 感染症に関する健康相談

健康増進課：TEL. 0296-77-9145（平日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

### 市立病院の診察について

（問）：笠間市立病院〔TEL. 0296-77-0034〕

市立病院では慢性疾患を有する定期受診者に対し電話による診察を行っています。受診する時は事前にお電話ください。

### 減免制度

（①介護保険の第一号被保険者で65歳以上の方 ②国保税の被保険者）

（問）：①高齢福祉課  
②保険年金課

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少した被保険者等に対し減免を行います。

### 国保加入者へ傷病手当金を支給

（問）：保険年金課

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金の支給を行います。

## 公共料金等の相談窓口を設置（4月20日から実施中）（問）：収税課、保険年金課、水道課

市税や水道料金等、公共料金の納付に関する相談窓口を友部公民館に設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方には、市税の徴収猶予および公共料金の支払猶予等の対応を行います。※午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

対象：個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料

## 雇用対策

### 緊急雇用対策事業（4月10日から受け付け中）（問）秘書課人事給与グループ

感染拡大の影響により、内定取消となった方や業務縮小により雇用取消となった子育て中の方を、市の会計年度任用職員として短期間雇用し、市内企業を紹介するなど、就職を支援します。

対象者：①市内在住者又は実家が市内にある方で、新型コロナウイルスの影響により内定が取り消しとなった方

②市内在住者で0歳から高校生までのお子さんのいる方で、新型コロナウイルスの影響による業務縮小等により解雇された方

雇用期間：3か月ごとに更新し年度内まで雇用を延長、雇用者数：20名程度、勤務体制：要相談、時給：923円、業務内容：一般事務等

## 市税などの納付は市役所窓口以外でも可能です（問）会計課、収税課

笠間市税などの納付は、市役所の窓口以外に次の方法でも納付いただくことができます。窓口への密集をさけるため、積極的なご利用、ご協力をお願いいたします。（納税は便利な口座振替を！）

- ・金融機関での納付
- ・コンビニエンスストアでの納付
- ・スマートフォンを活用しての納付（Pay Pay・LINE Pay）



Pay Pay 登録



LINE Pay 登録

## 笠間市消費生活センターへの相談は電話のみとなります（5月6日まで）

・笠間市消費生活センター TEL. 0296-77-1313      ・消費者ホットライン TEL. 局番なし 188（“イヤヤ”で覚えましょう）

※新型コロナウイルス感染症の状況により期間が変更となる場合があります。

問 市民活動課

## 運動不足、生活不活発に気をつけましょう～運動はルールを守って～

外出を控えざるを得ない今、意識的に体や心を動かし、元気を保つ工夫が必要です。テレビを見ながら手足を動かしたり、ラジオ体操を行うなど、体力が低下しないよう心がけましょう。また、5月6日まで、市内体育施設（グラウンド等を含む）は利用を制限していますが、運動不足やストレス解消で、散歩など軽い運動を行うのは構いません。しかし、施設周辺の方が不安を抱かないよう、屋外であっても密集する集団でのスポーツやレクリエーションはご遠慮ください。

問 地域包括支援センター、スポーツ振興課

## 除菌消臭液の配布（問）環境保全課

除菌消臭液（次亜塩素酸水）を会場に来た市民1人あたり1リットルを目安に配布しますので、きれいなペットボトルなどの容器をご持参ください。なお、午前中は混雑が予想されます。

■ 配布会場・日程（配布時間：午前10時～正午、午後1時～3時） ※受け取りは、ご都合のよい会場へお越しください

市民体育館：4/24（金）・27（月）・30（木）、友部公民館：4/25（土）・28（火）、市民センターいわま（岩間支所）：4/26（日）・29（水祝）

## 国の支援策（10万円給付）

※4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」から抜粋。なお、国会審議前の情報のため、制度の具体的な内容については現在検討中であり、詳細が決まり次第公表されます。

特別定額給付金（仮称）：給付対象者1人につき10万円の給付を予定。

### 閣議決定した主な内容

- ①給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記載されている人。
- ②受給権者は、その人が属する世帯の世帯主で、郵送もしくはオンライン申請方式で家族分を含め申請。
- ③市区町村で関連経費の補正予算を成立させ、給付を開始。

市としましては、国の方向性が詳細に示されましたら、迅速に給付対応を行ってまいります。

総務省  
相談コールセンター

○TEL 03-5638-5855

○時間 9:00～18:30

（土、日、祝日を除く）